

# 白梅学園大学学則

令和 6 年 4 月 1 日

学校法人 白梅学園

# 白梅学園大学学則

## 第1章 総則

### 第1節 目的

(目的)

第1条 白梅学園大学（以下、「本学」という。）は、人間尊重・ヒューマンイズムの建学の精神を基に、教育基本法に則って教育研究に従事し、人類の幸福、文化の向上及び社会の発展に寄与する研究成果ならびに優れた人材を生み出すことを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、建学の理念・目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、積極的に情報を提供する。

2 前項の点検、評価及び公表の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について本学の教職員以外の者による検証を行う。

(教育内容・方法等の改善)

第2条の2 本学は授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2条の3 本学は東京都小平市小川町1丁目830番地に置く。

### 第2節 組織

(学部等)

第3条 本学に子ども学部を置き、学科ならびにその学生定員は、次のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
子ども学部	子ども学科	120名	3年次 6名	492名
	家族・地域支援学科	40名	3年次 2名	164名
	子ども心理学科	40名	3年次 2名	164名
	教育学科	50名	3年次 2名	204名

2 家族・地域支援学科の介護福祉士学校としての学級数は「家族・地域支援学科学級数に関する細則」による。

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は別に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 教職員組織

(教職員組織)

第5条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 学長が必要と認めた場合、副学長を置くことができる。副学長は学長を補佐する。

3 教職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

第5条の2 本学に教務部及び学生部を置く。

2 教務部は教務に関し必要な事項をつかさどり、学生部は学生生活及び就職・進学に関する事項をつかさどる。

#### 第4節 教授会

(教授会)

第6条 本学の学部、に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第7条 教授会は、教授、准教授、講師、助教その他学部長が必要と認める者をもって組織する。

(教授会の招集等)

第8条 学部長は、教授会を招集しその議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となる。

2 学部長は、教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の成立要件)

第9条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第10条 教授会は学長が次の事項について決定するにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が必要と定めた事項

2 教授会は前項に規定するもののほか教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長並びに学部長の求めに応じ意見を述べることができる。

(1) 学則及び諸規程の改定に関する事項

(2) 学生の退学、転学、休学、賞罰その他身分に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 教育課程に関する事項

(5) その他教育研究に関する事項で学長及び学部長が必要と認めた事項

(運営細則への委任)

第11条 この節に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を前期、後期の2学期に分け、それぞれの始期、終期は別に定める。

(休業日)

第14条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (3) 開学記念日 4月27日

2 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し授業を行うことができる。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、8年(再入学、編入学又は転入学の場合は、それぞれの規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数)を超えて在学することはできない。

### 第2節 入学、再入学、転学科、編入学及び転入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学の場合は、学期の始めとすることがある。

(入学資格)

第18条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続き)

第19条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 21 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに連帯保証人連署による誓約書を添えて、所定の入学手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(連帯保証人)

第 22 条 前条の連帯保証人は、学生の父母又はこれに代わる者で、保証対象の学生に対し、学費等の未納及び損害賠償義務その他の債務を負うに至った場合、当該学生と連帯して責任を負うこととし、極度額は 4,500,000 円とする。

2 連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第 23 条 願いにより本学を退学した者又は第 42 条の規定により除籍された者が、退学又は除籍後 2 年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目、単位数の取り扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学の場合の入学検定料及びその他の必要な手続きは、別に定める。

(転学科)

第 24 条 本学入学後、他の学科へ転学科を希望する者があるときは、審査のうえ、許可することがある。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学及び転入学)

第 25 条 本学に、編入学及び転入学を希望する者については、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項により入学できる者の資格、既に履修した授業科目、単位数の取り扱い及び在学すべき年数については、別に定める。

3 編入学及び転入学の場合の入学検定料及びその他の必要な手続きは、別に定める。

### 第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第 26 条 開設する授業科目及びその単位数は別表 1 に定めるところによる。

(単位と授業時間)

第 27 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については 15 時間から 30 時間までの範囲でカリキュラム表に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲でカリキュラム表に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(履修の方法)

第 28 条 本学則に定めるもののほか、本学において開設する授業科目の履修方法について

は、学部履修規程に定める。

(履修すべき科目の登録)

第29条 学生は、毎学年度の当初に当該学年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修すること又は単位を修得することはできない。

(他学科の授業科目の履修)

第30条 学生は、学部履修規程の定めに基づき、他学科の授業科目を履修することができる。

(他の大学等又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 本学が、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で教授会の議を経て、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合等に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第32条 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第1項及び第2項と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前における既修得単位の認定)

第33条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第1項及び第2項ならびに前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(試験等)

第34条 履修した授業科目の学修の成果は、試験、論文又は研究報告、その他これらに準ずる方法(以下「試験等」という。)により評価する。

2 試験等の実施は、原則として授業時間内に行うものとする。

3 卒業論文等の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価する。

(学修の評価)

第35条 学修の評価は、上位よりS(100点~90点)、A(89点~80点)、B(79点~70点)、C(69点~60点)、D(59点以下)をもって表示し、C以上を合格とする。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、合格の評価が与えられた者には、所定の単位を授与する。

2 授業科目の単位修得に必要な出席時数については「単位修得に必要な出席時数に関する細則」による。

#### 第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第37条 傷病その他やむを得ない事由で2か月以上修学できない者は、連帯保証人連署のうえ学長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

2 前項の休学が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

4 休学の期間は、1学期又は1年とし、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては、引き続きさらに1年まで延長することができる。

5 休学の期間は通算して4年を超えることができない。

6 休学の期間は在学年数に加えない。

(復学)

第38条 休学期間満了のとき又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第39条 他の大学に転学を希望する場合は、連帯保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(留学)

第40条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間は、教授会が認めた場合には第15条に定める修業年限に含めることができる。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、その事由を記して連帯保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第16条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第37条第5号に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 無届けのまま長期欠席した者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

#### 第5節 卒業及び学士号

(卒業)

第43条 本学の修業年限（第25条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、学部履修規程に定める以上の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第44条 本学を卒業した者に、次の学士の学位を授与する。

子ども学科 学士（子ども学）

家族・地域支援学科 学士（子ども学）

子ども心理学科 学士（子ども学）

教育学科 学士（教育学）

## 第6節 賞罰

（表彰）

第45条 学生として表彰すべき行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を表彰する。

（懲戒）

第46条 学長は、教育上必要があると認められた場合は、学生を教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（3）正当な理由がなくて出席常でない者

（4）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第7節 福利厚生施設

（福利厚生施設）

第47条 本学に、福利厚生のための施設を置くことができる。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

第48条 削除

## 第8節 研究生、科目等履修生、社会人学生及び外国人留学生

（研究生）

第49条 本学において、専攻事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第50条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

（社会人学生）

第51条 社会人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、社会人学生として入学を許可することがある。

2 社会人学生について必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第 52 条 外国人で本学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

### 第9節 入学検定料、入学金、授業料及び施設費等

(入学検定料、入学金、授業料及び施設費等)

第 53 条 入学検定料、入学金、授業料及び施設費等の額は、別表 2 のとおりとする。

2 修業年限を超えて在学する者についての在籍料及び授業料等は別表第 2 のとおりとする。

3 入学金ならびに 1 年次前期の授業料及び施設費等は、第 21 条第 1 項に規定する合格通知を行うときに指定する期日までに納付しなければならない。

4 授業料及び施設費等（1 年次前期に係るものを除く）は、毎年これを原則前期、後期の 2 回に分けて納入しなければならない。

(入学金、授業料及び施設費等の免除、徴収の猶予又は分納)

第 54 条 本学において特別の事情があると認められたものについては、入学金、授業料、施設費等の全部又は一部を免除し、徴収を猶予し、又は分納を許可することがある。

(退学等の場合の授業料及び施設費等)

第 55 条 前期又は後期の途中において退学した者、転学した者又は除籍された者は、当該期の授業料及び施設費等を全額納入しなければならない。

2 停学の場合は、その期間中の授業料及び施設費等は納付しなければならない。

(休学の場合の授業料及び施設費等)

第 56 条 学期の開始期までに休学を許可された者は、当該期分の在籍料を納入しなければならない。但し、授業料及び施設費等は免除する。

2 学期の途中で休学を許可された者は、その期の授業料及び施設費等を納入しなければならない。

(入学を辞退する場合の授業料及び施設費等)

第 57 条 入学手続き完了後入学を辞退する者で、本学が指定した期日までに申請をした者については、授業料及び施設費等を還付する。

### 第 10 節 公開講座

(公開講座の開設)

第 58 条 本学の教育・研究成果を広く公開するため公開講座を行うことがある。

2 公開講座に関して必要な事項は別に定める。

### 第 11 節 附属施設

(附属施設)

第 59 条 本学の附属施設として、幼稚園を置く。

2 附属施設に関して必要な事項は別に定める。

## 第 3 章 改正

(改正)

第 60 条 本学則の改正は、理事会の専決事項を除き、教授会の議を経て、理事会の承認を得た後、学長がこれを行うものとする。

附則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 22 年 1 月 20 日から施行する。

附則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2. 但し、別表 1 子ども学部子ども学科カリキュラムは平成 29 年度入学生のみ、子ども

学部発達臨床学科は平成 30 年度入学生のみ適用し、以外の入学年次生カリキュラムは従前の規定による。

- 3 第 22 条については、令和 3 年 1 月 25 日より施行する。ただし令和 2 年 4 月 1 日以降入学手続きを行った学生に追認し、適用する。

附則

1. この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. 別表 1 は令和 3 年度入学生に適用し、それ以前の入学生には従前のカリキュラムを適用する。

附則

1. この学則は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 3 条、第 4 4 条及び別表 1、別表 2 は、令和 6 年度入学生に適用し、それ以前の入学生は従前の学則を適用する。

別表1 白梅学園大学 子ども学部 教育学科カリキュラム

令和6年度学則適用

科目区分	授業科目	単位	授業方法	時間	必修・選択				分割	学年・学期配当								卒業に必要な単位数	備考		
					卒業	小	中	特		1前	1後	2前	2後	3前	3後	4前	4後				
外国語	外国語ⅠA	1	演習	30	必	選必	選必		10	○											
	外国語ⅠB	1	演習	30	必	選必	選必		10		○										
	外国語ⅡA	1	演習	30	必	選必	選必		10			○									
	外国語ⅡB	1	演習	30	必	選必	選必		10				○								
体育	スポーツと健康A	1	実技	30	必	必	必		7	○											
	スポーツと健康B	1	講義	15	必	必	必		2		○										
情報	情報処理	2	演習	30	必	必	必		6	○											
	データサイエンス	2	講義	30	必				2			○									
ヒューマニズム科目	ヒューマニズム論基礎	2	講義	30	必				2	○											
	ヒューマニズム論発展	2	講義	30	選				1				○								
	日本国憲法	2	講義	30	選	必	必		2			○									
	日本文化論	2	講義	30	選				1	○											
	多文化理解	2	講義	30	選				1		○										
	海外教育福祉演習	2	演習	30	選				1	○											
	地域子育て支援演習	2	演習	30	選				1	○											
基幹A	哲学と思想	2	講義	30	選				1				○								
	文学とメディア	2	講義	30	選				1			○									
	人間社会と歴史学	2	講義	30	選				1		○										
	世界の芸術	2	講義	30	選				1		○										
基幹B	人間社会と数学	2	講義	30	選				1		○										
	環境と生物	2	講義	30	選				1			○									
	生活と化学	2	講義	30	選				1				○								
	地球と科学	2	講義	30	選				1	○											
基幹C	ジェンダーと社会学	2	講義	30	選				1				○								
	消費社会における経済学	2	講義	30	選				1			○									
	地域社会における地理学	2	講義	30	選				1	○											
	生活の中の政治	2	講義	30	選				1		○										
教養演習	教養基礎演習A	1	演習	30	必				17	○											
	教養基礎演習B	1	演習	30	必				17		○										
	教養発展演習A	1	演習	30	必				13			○									
	教養発展演習B	1	演習	30	必				13				○								
[28単位]																					
基幹科目	現代子ども学	2	講義	30	必	選	選		1	○											
	子ども期の学び	2	講義	30	必	選			1			○									
	学校フィールドワーク	2	演習	30	必	選	選		1		○										
	コミュニティと教育	2	講義	30	必	選	選		1				○								
	教育の哲学と思想	2	講義	30	選	選	選		1			○									
	学校と教育の歴史	2	講義	30	選	選	選		1				○								
	現代教育の基本問題	2	講義	30	選	選	選		1					○							
	自然科学野外実習	1	演習	30	選	選	選		1			○									
	学校・学級経営論	2	講義	30	選	必	必		1						○						
	特別支援教育特講	2	講義	30	選	選	選	必	1											○	
	ゼミナール科目	専門ゼミナールⅠA	1	演習	30	必				6					○						
		専門ゼミナールⅠB	1	演習	30	必				6						○					
		専門ゼミナールⅡA	1	演習	30	必				6							○				
		専門ゼミナールⅡB	1	演習	30	必				6								○			
卒業論文	4			必												○					
教職基礎	教職概論	2	講義	30	必	必	必		1		○										
	教育原理	2	講義	30	必	必	必		1	○											
	教育の社会制度論	2	講義	30	選	必	必		1						○						
	教育課程論	2	講義	30	選	必	必		1		○										
	教育の方法	2	講義	30	選	必	必		1					○							
	情報通信技術活用の理論と方法	2	講義	30	選	必	必		1				○								
	発達心理学	2	講義	30	選	必	必		1	○											
	学習過程の心理学	1	講義	15	必	必	必		1					○							
	特別な教育的ニーズの理解とその支援	1	講義	15	必	必	必		1					○							
	教育相談	2	講義	30	必	必	必		1								○				
	総合的な学習の時間・特別活動の指導法	2	講義	30	必	必	必		1						○						
	生徒指導・進路指導	2	講義	30	必	必	必		1						○						
	道徳の理論と指導法	2	講義	30	選	必	必		2					○							
	教育実習・実習指導	5	実習	190	選	必	必											○			
	教職実践演習(小・中)	2	演習	30	選	必	必		2											○	
	小学校科目	国語	2	講義	30	必	選必▽	必		1		○									
算数		2	講義	30	必	選必▽			1				○								
生活		2	講義	30	選	選必▽			1					○							
小学校音楽		2	講義	30	選	選必▽			1		○										
図画工作		2	講義	30	選	選必▽			1		○										
小学校体育		2	講義	30	選	選必▽			1		○										
社会		2	講義	30	必	選必▽			1		○										
理科		2	講義	30	必	選必▽			1						○						
家庭		2	講義	30	選	選必▽			1				○								
外国語		2	講義	30	必	選必▽			1			○									
国語科指導法Ⅰ		2	講義	30	選	必	必		2			○									
国語科指導法Ⅱ		2	講義	30	選	必	必		2				○								
社会科指導法		2	講義	30	選	必			2				○								
算数科指導法		2	講義	30	選	必			2					○							
理科指導法		2	講義	30	選	必			2							○					
生活科指導法		2	講義	30	選	必			2								○				
音楽科指導法	2	講義	30	選	必			1			○										
[28単位]																					
														14単位	専門教育課程全体から34単位 集中						
														8単位							
														16単位							

科目区分	授業科目	単位	授業方法	時間	必修・選択				分割	学年・学期配当								卒業に必要な単位数	備考	
					卒業	小	中	特		1前	1後	2前	2後	3前	3後	4前	4後			
(続き) 専門教育課程	図画工作科指導法	2	講義	30	選	必			1			○						26 単位		
	家庭科指導法	2	講義	30	選	必			1			○								
	体育科指導法	2	講義	30	選	必			2			○								
	外国語の指導法	2	講義	30	選	必			1					○						
	中学校科目	日本語学概論	2	講義	30	選		必		1	○									
		日本語文法	2	講義	30	必		必		1		○								
		日本語表現論	2	講義	30	選		必		1	○									
		日本古典文学概説Ⅰ	2	講義	30	選		必		1				○						
		日本古典文学概説Ⅱ	2	講義	30	選		必		1					○					
		近現代文学概説Ⅰ	2	講義	30	選		必		1				○						
		近現代文学概説Ⅱ	2	講義	30	選		必		1					○					
		漢文学	2	講義	30	選		必		1			○							
		書道	2	講義	30	選		必		1			○							
		国語科指導法Ⅲ	2	講義	30	選		必		1				○						
		国語科指導法Ⅳ	2	講義	30	選		必		1					○					
		特別支援学校科目	障害者教育総論	2	講義	30	必			必	1	○								
	知的障害者教育総論		2	講義	30	選			必	1		○								
	視覚障害教育総論		1	講義	15	選			必	1		○								
	聴覚障害教育総論		1	講義	15	選			必	1		○								
	特別支援学校教育課程論		2	講義	30	選			必	1			○							
	LD等教育総論		2	講義	30	必			必	1			○							
	重複障害教育総論		1	講義	15	選			必	1				○						
	知的障害者の心理・病理・生理		2	講義	30	選			必	1				○						
	肢体不自由者の心理・病理・生理		2	講義	30	選			必	1					○					
	病弱者の心理・病理・生理		2	講義	30	選			必	1					○					
	知的障害者の指導法		2	講義	30	選			必	1					○					
	肢体不自由者の指導法		2	講義	30	選			必	1						○				
病弱者の指導法	2		講義	30	選			必	1						○					
特別支援学校教育実習・実習指導	3	実習	120	選			必	1							○	○				

[98単位]

[126単位]

## 白梅学園大学子ども学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白梅学園大学学則(以下「学則」という)第28条の規定に基づき、子ども学部の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 子ども学部における教育課程は、教養教育課程、専門教育課程に大別し、各教育課程で開設する授業科目、単位数、授業方法、時間数及び配当年次については、学則別表1に示すとおりとする。

第3条 前条に定める授業科目のほか、学則第30条の規定に基づき、他学科の授業科目を履修することができる。

第4条 前2条に定める授業科目のほか、学則第31条及び第32条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他の大学等の授業科目を履修することができる。

(授業科目の内容等)

第5条 各学期に開設する授業科目、単位数、担当教員及び授業の進め方、評価の方法等を示した授業概要(シラバス)を、各学期の授業開始前に公示する。

(履修方法及び卒業所要単位数)

第6条 卒業に必要な単位数は、全ての必修科目を含み、次の通りとする。

教養教育課程	28 単位
専門教育課程	98 単位
(合計 126 単位)	

第7条 (削除)

(編入学生の履修方法に関する特例)

第8条 編入学生については、編入した年次の学科学生に該当する履修規程及びカリキュラムを適用する。但し、免許・資格取得等においては、各免許・資格に定められた施行規則等に則り履修する。

(履修の登録)

第9条 学則第29条の規定に基づき、学生は毎学年度の当初に、履修しようとする授業科目について、所定の手続きを取らなければならない。

- 2 前項の登録を行った後は、原則として所定の期日以降、授業科目の変更及び取消は認めない。
- 3 履修登録をしない授業科目については、学則の定めにより単位を与えない。
- 4 各年次において履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(実習科目の履修について)

第10条 教員免許及び資格等の取得に関わる実習科目の履修は、それぞれの免許・資格等の取得希望者のみを対象とする。

- 2 前項の取得希望者とは、Web 履修申請画面において各々の免許・資格等の「資格申請」を入力した者とする。
- 3 実習の実施に際し、必要な事項は別に定める。

(他学科の授業科目の履修)

第11条 第3条に定める授業科目の履修を以って修得した単位は、専門教育課程の単位数に充てるものとし、卒業要件に含めることができる単位数は、学則別表1に定められた上限までとする。

2 前項に定めるもののほか、科目担当教員が認めた場合、他学科の授業科目を履修し単位修得することができる。但し、第6条に挙げた単位に含めることはできない。

(下位年次新設科目の履修)

第 11 条の2 教育課程改定に伴い新規に開設された科目を履修し、その科目の単位として修得することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第 12 条 第4条の規定に基づき、他の大学等の授業科目の履修を、学則の定める限度内で、本学において修得したものとみなす単位として履修することができる。

2 前項による履修を希望する者は、履修しようとする授業科目について、他大学等授業科目履修願を、所定の期日までに提出しなければならない。

3 前項の規定は、留学、その他止むを得ない事情があると認められる場合には、他大学等における単位の修得後の届出によることができる。

(卒業要件に含めることができる単位の総数)

第 12 条の2 第 11 条の2及び前条第1項により修得した単位は、専門教育課程の単位数に充てるものとし、卒業要件に含めることができる単位数は、第 11 条第1項に定める単位数と合わせて、学則別表1に定められた上限までとする。

(教職課程の履修)

第 13 条 本学部に教育職員免許状授与の所要資格を得るための課程(以下「教職課程」という)を置く。

2 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、教職課程を履修し、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科目及び単位を修得しなければならない。

3 前2項の教職課程の履修に関し必要な事項は、子ども学部教職課程履修規程に定める。

(資格等取得について)

第 14 条 児童福祉法施行令による保育士登録資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則に規定する教科目を履修し、単位修得をしなければならない。なお、本学における開設教科目は別に定める。

第 15 条 社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に規定する教科目を履修し、単位修得をしなければならない。

第 16 条 介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に規定する教科目を履修し、単位修得をしなければならない。

第 17 条 (削除)

第 18 条 (削除)

(授業の開講について)

第 19 条 卒業・資格に関わる必修科目を除き、履修登録者数が3人未満の場合は「当該年度開講せず」とする。

(試験等における不正行為)

第 20 条 単位認定のために試験等を実施する科目において、次の各号に掲げる行為、その他これらに類する不正行為が認められた場合、その科目の単位を含み、当該学期に履修登録したすべての科目の単位を原則として認定しない。

(1) 筆記試験の試験中における以下の行為

① カンニング(持ち込みを許可されていない資料・参考書・教科書等の利用、他受験者との相談・筆談等)をすること

② 他の受験者に解答を教えたり、ヒントを与えたりすること

③ 他の受験者の受験を故意に妨げること

④ 許可されていないものを机上に置くこと

⑤ 許可されていない電子機器等を操作すること

⑥ 試験監督の指示に従わないこと

⑦ その他、不正と判断できる行為

- (2) レポート・論文等の作成にあたって、他人の書いた文章等の盗作・盗用等の剽窃行為をすること、または、実験・調査データの捏造・改ざん等の行為をすること
- (3) 作品提出にあたって、作成者を偽ること

2 筆記試験の答案の採点時に不自然に類似した答案が発覚し、試験中に不正行為のあったことが確認されたときは、試験中の不正行為と同等の処分を行うことがある。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、2016(平成 28)年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2016(平成 28)年 6 月 9 日から施行し、遡って 2016(平成 28)年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、2017(平成 29)年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2017(平成 29)年 6 月 8 日から施行する。

附則

この規程は、2019(平成 31)年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2023(令和 5)年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2024(令和 6)年 4 月 1 日から施行する。